

入学者選抜に関する合理的配慮の提供に関して

米子工業高等専門学校では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」及び「独立行政法人国立高等専門学校機構における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に則り、障がい等による支援ニーズのある学生に対して、受験上または修学上の合理的配慮の提供を行っています。

入学者選抜において障がい等を理由とした合理的配慮の提供を希望する者は、早めに米子高専学生課入試係までご相談ください。なお、合理的配慮の提供には準備に時間がかかることもあるため、相談が入試直前となった場合、希望する合理的配慮を受けられない可能性があることに注意してください。合理的配慮に関する申請及び問い合わせ内容は、入学者選抜の可否判定には一切影響ありませんので、安心してご相談ください。

必要に応じて、生徒、生徒の保護者及び在籍する学校関係者に対して、相談された内容について質問する場合があります。また、入試の公平性を担保するため、合理的配慮提供の根拠となる資料の提出を求める場合があります。必要となる根拠資料に関しては、文部科学省「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」によって示されている、

- 1) 障害者手帳の種別・等級・区分認定
- 2) 適切な医学的診断基準に基づいた診断書
- 3) 標準化された心理検査等の結果
- 4) 専門家の所見
- 5) 中学校、特別支援学校中等部等入学前の支援状況に関する資料
- 6) 本人が自らの障害の状況を客観的に把握・分析した説明資料

等が該当します。

※ 根拠資料提出の要不要に関しても米子高専学生課入試係までご相談ください。ご提出いただく根拠資料としての要件を満たしていない場合は、その理由を明示したうえで再提出を求めることがあります。

(お願い)

入学後に修学上の合理的配慮が必要な場合には、早めに「事前相談」を受けられることをお勧めします。修学上の合理的配慮の事前相談は、入学者選抜前でも受け付けております。なお、入学者選抜前に事前相談を受けられても、入学者選抜の可否判定には一切影響ありませんので、安心してご相談ください。

※「障がい」の表記について、法令名等を引用する場合は、引用元が使用されている標記をそのまま使用しています。

相談窓口
米子工業高等専門学校学生課入試係
(TEL) 0859-24-5042
(MAIL) nyushi@yonago-k.ac.jp